

第 171 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 13 日 (月) 午後 4 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
委 員：横田樹広 浅海義治 佐藤留美
柴田さちこ 宮崎はるお 高口ようこ
有馬豊 富田けんじ 関洋一
清水則之 富本操 飯塚裕子
西貝嘉隆 福島孝人 木内幹雄
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 2 名
- 6 次 第 1 開会
2 審議事項
(1)練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて
(諮問第 210 号)
3 報告事項
(1)保護樹林の新規指定について
(2)保護樹木の新規指定について
(3)保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会

7 会議内容

会 長 ただいまから第 171 回区緑化委員会を開催いたします。
事務局から本日の配付資料、委員の出席状況等について、説明をお願いします。

事務局 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
それでは、本日の配付資料を案内します。

(配付資料の確認)

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は15名です。委員20名の過半数が出席していますので、みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。

会 長

それでは、議事に移ります。本日は、審議事項1件、報告事項3件を予定しています。

審議事項の「(1)練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて（諮問第210号）」の審議に入ります。

まず、前回の委員会で出た意見等をまとめた資料1-1について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1-1について説明)

会 長

前回出た意見の要点と区の考え方を説明いただきました。

それでは、民有のみどりの施策についての審議に入ります。民有のみどりは大きく4つ、樹林地・大木、農地、宅地、そして区民協働に分かれるため、前回同様、それぞれの説明と審議を行います。

まず、樹林地・大木の分野の説明をお願いします。

事務局

(樹林地・大木についての資料説明)

会 長

委員の皆様から質問、意見等を伺いたいと思います。

A委員

みどりを残していくことがすごく重要で、現状、農地と違って樹林地は国の生産緑地のような制度がないので、相続で手放すケースがあります。樹林地保全に向けた税制改正や補助制度の拡充を国や都へ要請していくことは、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

2ページ目の樹林地・大木の目指す像で、「重要な樹林地が保全され区民が自然にふれあうことができる」という記載があります。重要かどうかをどのような基準で決めるのか。その基準が客観的な数値で、区民や地域の方が納得できるようなものなのかを伺います。

みどり推進課長 重要な樹林地については、保全に向けた各種取組を行っています。所有者の方々が先祖代々お守りいただいている樹林地を引き続き残していくために、まずは剪定費の補助や憩いの森といった様々な制度を用いて、所有者が管理、所有し続けていくための支援を進めています。

ただ残念ながら、実際は相続等の関係でやむを得ず手放さなければならない場合があるのが現状です。

重要な樹林地については、区立緑地化に向けて取り組んでいます。区の限られた財源の中で取り組んでいるため、計画上の位置づけ、敷地、樹林の状況も含めて優先的に取得を進めています。

A 委員

地域の憩いの森が無くなってしまい、何とか残せないかという話をいただくことがあり、区が買い取ってくれたらいいなといつも思いますが、様々な事情で難しいことが多く、財源も限られているとのことでした。

重要かどうかをどのように決めているのかはすごく重要です。例えば、確保候補地を 39 か所決めています。確保候補地をどのような基準で決めているのか。候補地の場所は言えないのでしょうか。

みどり推進課長

東京都と合同で定めている「緑確保の総合的な方針」で、確保地は現在 11 か所指定しています。こちらは憩いの森等の相続が発生した際に、土地開発公社で先行して取得したものを将来的に区で取得し、保全を図っていくと位置づけているものです。それ以外は、今後、保全も含め検討していくものとして、確保候補地と位置づけているのが 39 か所、8.7 ヘクタールあります。こちらについては、所有者の了解、関係構築を含めてこれから行っていくため、現段階では場所等の詳細を案内することはできません。

一定の敷地面積や、武蔵野の面影を残しているような風景、いわゆる雑木林や屋敷林が良好な状態で残されている樹林地を中心に指定しています。

A 委員

敷地面積も重要ですが、遠いところの大きな森よりも、近所の人にとってはまさに憩える小さな森が重要な場合

もあるので、できる限り財源を確保して買い取る方向で考えていただきたいと思います。

また、落ち葉清掃活動など、せっかく清掃活動をしているのにその憩いの森が相続でなくなってしまうことがないように、区民の方がボランティアをする森は、買い取っていただく方向でお願いできればと思います。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

B 委員 一般の区民なので、言葉がよく分からないところについて教えてください。

まず、保護樹木と保護樹林の指定要件を教えてください。

みどり推進課長 保護樹木・樹林制度の内容について案内します。

まず、保護樹木・樹林の指定です。これらの指定については、所有者からの申請に基づいて行っています。

次に指定の要件です。保護樹木は、地上からの高さが1.2メートル、幹の周囲が1.5メートル以上です。保護樹林は、一定のまとまりのあるみどりで指定しています。おおむね5メートル以上の高木が林の状態で300平方メートル以上のものを指定しています。

次に区の支援です。樹木の剪定の補助や、万が一、台風等で倒れてしまったときの損害の賠償に関する保険に加入するなどの支援をしています。なお、区が指定した保護樹木・樹林については当委員会でも報告しています。

B 委員 例えば、区民が「あそこの木や並木はすてきだからぜひ保護樹木、保護樹林にしてほしい」と話しても、所有者の申請が必要になるということですか。

みどり推進課長 そのような場合は、まずみどり推進課へご連絡ください。区では貴重な樹木、樹林を適切に管理していただきたいと思いますと考えています。もし、所有者様がそのような制度に登録していなければ、区から働きかけなどをしていきます。

B 委員 ありがとうございます。

C 委員

保護樹木・樹林の補助制度ですが、前回の委員会でも要望し、補助の拡充を検討していただけるとの説明もあり、大変ありがたく思います。

一方で、本当に大変なのは落ち葉などの管理だと思います。今回の保護樹木の解除件数もとても多く驚きました。適正な維持管理が難しいという原因で手放されている方が多い状況です。保護樹木1本の木でもたくさんの落ち葉が出るため、所有者の方は、大変苦労されているという話を聞きます。

保護樹木は、地域の方々にとって憩いの木だと思います。地域の方が少しでも手伝いしやすいようなムーブメントを、みどり推進課で何か起こしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 保護樹木・樹林所有者から話を伺うと、維持管理に関する費用の話もありますが、もともと畑にあった樹木・樹林が、市街地化が進みまわりに住宅ができたことで、落ち葉や台風による被害といった心配事を多く抱えています。

今後、保護樹木の剪定費の支援の在り方について、お金だけではなく、所有者の方が安全に安心して持ち続けられる支援策の検討を進めていきます。

落ち葉についても、所有者の方の大きな困りごととしてアンケートにも挙げられています。

区としても、落ち葉清掃事業をさらに広げていきたいと考えています。

C 委員

環境といえば、今後、カーボンニュートラルも考えなければならぬ課題です。みどりがなくなると日影もなくなり、そこに住んでいる生物もいなくなります。しっかりと連携を図って、守る取組みをつくっていただきたいと思います。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

D 委員

保護樹林を所有しています。昨年、一昨年と落ち葉清掃事業で清掃していただきました。その際に正直難しい

と思ったのは、落ち葉の落ち方にむらがあります。落ち葉清掃の日に限って少ないとか、公道なので放置しておくわけにいかないのが私が掃除したり、あとは、風が吹いて、近隣の自宅のほうに全部行ってしまうこともあります。そういう意味では難しいと感じましたが、毎日来ていただくわけにはいかないのが、こちらとしても落ち葉が少ないと申し訳ない気持ちになります。

ただ、近隣の方も参加していただくことによって、PR効果は大きいと思います。もちろん、いろいろな考えをお持ちの方もいるため、落ち葉がたくさん飛んできて嫌だと思ったり方もいると思います。しかし、近隣の皆さんが一生懸命やっているのをご覧いただければ、多少気持ちも変わると思います。今後もさまざまな工夫をしながら続けていただけると大変ありがたいです。

みどり推進課長 落ち葉清掃に毎年協力いただきありがとうございます。多くの方に参加いただいております。大きな樹木を所有することはこれほど大変なのだ実感されたり、良い経験になったとも聞いています。

また、所有者にとっても、地域の中にそのような樹木、樹林があることのPRにもつながると考えています。どうしても大きい樹木になると、落ち葉などで地域に迷惑をかけていると思う所有者の方もいますが、地域の憩い、癒やしの場といった効果もあります。地域の樹木を地域で守っていくきっかけの一つとして、今後も引き続きやっていきたいと考えています。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

E 委員 樹木を維持管理していくのは大変です。我が家にも小さなシダレザクラがあります。秋になると毎日落ち葉を掃きます。その際には、近隣の方にも協力いただいています。

要は、区が行うべきことは、樹木を保全することは大切だという意識を町会連合会などの組織を通じて区民に浸透させ、樹木を周りの人が共有財産としてみんなで落ち葉を掃きましょうというコンセンサスをつくるのが大事ではないかと思います。

みどり推進課長 落ち葉清掃をきっかけの一つとして、地域の皆さんに樹木を守っていく気持ちを育んでもらいたいと考えています。

環境課長 委員からのお話はまさにそのとおりです。ここ数年で状況が良くなってきていますが、区内一斉清掃も以前のように同じ日に、この日にみんなでやりましょうという形もなかなかやりにくいという状況がありました。しかし、今のこの状況が続けば、以前のように同じ日に皆さんで集まってやる形も、お声がけもしやすくなると思います。そのような機会に、地域の神社周辺の落ち葉も含めて一斉清掃を行い、例えばそこで出た落ち葉については、清掃事務所とも協力して、ふだんより多く出たものも回収するような形などで、環境課のほうも取り組んでいきたいと思っています。

E 委員 前向きに検討していただくことは、大変ありがたいです。私は田舎出身ですが、都会は地域社会が寸断されていると感じています。例えば少子化の問題にしても、昔は近所で助け合って子供を育てたり、野菜を分け合ったりするのは農村社会では当たり前です。ところが、都会というのはいわゆる塀を立てたように区分されてしまっています。だから、隣近所が有機的につながっていないという現象が起きている。それは、少子化の問題にも影響してくると思います。

そのため、落ち葉を通じて、近隣が友好的に、みどりも地域の財産だと思えるように、区が働きかけていくことは重要だと思います。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

時間の関係もありますので、最後にまとめて伺いますので、意見がある場合は、そのときをお願いします。

では、次に農地分野についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (農地分野についての資料説明)

会 長 農地分野について、質問、意見等がありますか。

B 委員 学校給食への区内野菜の導入状況について区ホームページで見たところ、平成 14 年時点で、小学校は 9 校、中学校は 4 校でした。令和 4 年 5 月時点で、練馬区内には小学校 65 校、中学校 33 校もあります。平成 14 年の古い資料ですが、ほとんどの学校が練馬区の農家から地産地消すると思っていきましたが、少ないことに驚きました。

練馬区の農家について調べたところ、実際に青果市場に出すのはキャベツだけで、それ以外は、例えば J A や、自動販売機という形で、農家がどのくらい生かされているのか。そして、地産地消であるべきなのに、小中学校に出されていない。これはどういうことなのか伺ってみたいのです。

都市農業課長 まず、学校給食についてですが、ホームページのデータが非常に古かったと思います。都市農業を続けていく上で、地産地消は非常に重要です。

現在は年に 2 回、練馬大根やキャベツを使った一斉給食を行っています。そのような形で、練馬で作られている農産物をみんなで食べようということを全校で実施しています。

それから、各校で区内の農業者と連携して学校給食に取り組んでいます。全校のうち約 8 割の学校で、学校給食に区内農産物を使用しています。

市場の話が出ましたが、練馬区は、都市農業が非常に特徴的な産業です。都市農業の特徴的な売り方の一つとして、市場ではなく、庭先に置いた自動販売機など、直売型の取組みをしています。この取組みは、市場に比べて単価の面で優位性があります。市場は、全国の単価によって販売価格が決まりますが、直売は、農業者自身で単価を設定し、おいしいとか新鮮などを売りにして単価設定ができます。このようなことから、市場に出すよりも収入額としては多く見込めるのが一つの特徴です。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

F 委員 区画整理事業の際に、提供公園を整備することがある

と思います。そのときに、もともと畑であった場所は、畑や農園の再現的な公園計画もあってよいのではないのでしょうか。農業者にも伺ったことはありますが、公園管理の中で、畑を再現するのは難しい面もあると聞いています。

畑をそのままでなくても、何か農を感じられるような公園、練馬だったらどこに行っても都市農業、農を感じられるとか、そのような面での公園の活用は非常に良いのではないかと思います。

他の市の例になりますが、生産緑地の一部が公園になるということで、農的な環境を残し、生産緑地の隣なのでマルシェとかもできるような環境を整備をしたい。生産緑地という畑という感じですが、そうすると公園に来た方々がそこでお互いに農家と交流できたり、都市農業のことを知っていただく機会になるので、実現できないかという相談もいただいています。

ただ、やはり公園という縛りが非常にきつく、その中で何とかできないか試行錯誤している現状があるため、その辺りについて教えていただければと思います。

都市農業課長

都市計画制度を活用しながらいかに農の風景を残す努力ができるかについては、区としても検討している状況です。

委員から話があった、区画整理を使って提供公園を農的に使えないかという話についても、検討した経緯がありました。

このときに一つ課題で出たのは、提供公園という公の位置づけになる場所で、農地を日々誰が管理していくのか、人手の確保が非常に大きい問題でした。なので、区としては仕組みを引き続き検討していくとともに、そのような場所をコミュニティーとしてみんなで守っていこうという機運をつくっていくことが大事だと思います。引き続きコミュニティーによる農地保全の在り方については、都市計画部門とも連携して検討を進めていきます。

会 長

ほかにいかがですか。

それでは、次に宅地分野について説明をお願いします。

事務局

(宅地分野の資料説明)

会長

宅地分野について説明がありました。
質問、意見等がありますか。

G委員

区内の緑被率を上げていくためには、宅地の緑化はすごく大事だと分かりました。

よく新興住宅の方と話をすると、住宅を建てる際にみどりを植えなければいけない条例があるという話があります。住み始めたときは小さな木が植えられているのですが、道路から随分はみ出して木が生い茂っていることが結構あります。緑化する際の木の種類は限定されていますか。また、そのような制度はありますか。

開発調整課長

区では、既存のみどりを生かす形での緑化を指導しています。みどりを愛し守りはぐくむ条例の中では、樹木の種類によって緑被面積の算出基準を定めて、空地の3割を緑化するという基準を設けています。

最初に植栽する際には、例えば、高木であれば2メートル以上の樹木など、一定の樹木を植えてくださいという基準はあります。また、年数が経つことで枝葉が広がり、道路側であれば視距や視覚を遮る形、近隣に向かって越境する場合もあるため、適正な維持管理ということも条例で求めています。

樹木の配置や種類についてアドバイス、助言を行いながら、可能な限り接道側の緑化について求めるなど工夫しています。

G委員

ありがとうございます。ぜひ、その後の指導もお願いします。

それともう一点ですが、我が家も小中学生の子供がいます。SDGs、エコ、カーボンニュートラルなど、地球温暖化に関する興味はあります。しかし、なかなか区の政策と合致していないとすごく感じています。先ほど他の委員から話がありましたが、区が区民をしっかりと巻き込んで先導していくことは大事なことです。ぜひ、子供も興味を惹くような、みどりに関しては特にですが、何かそのようなものを組み込んでいただけたらと思います。

す。

環境課長

みどりの総合計画の審議と並行して、現在、環境基本計画の見直しも進めています。環境審議会の方でも、委員からご指摘いただいた同様の話が出ています。

今年からできるところを始めています。例えば、エコライフチェックという、毎年学校の生徒さんにも協力いただき、ふだんより地球温暖化に貢献できることを工夫しましょうという取組みをしています。それぞれの学校にある桜やケヤキの木の大きさを聞いて、この木は1年間で何キログラムの二酸化炭素を吸収していますよという記載をして、その結果を学校にお返ししています。区としても、みどりと地球環境をつなげる取組みの充実を図っていきたいと考えています。

H委員

民有のみどりは、行政で直接コントロールできないため、区民の方々の気持ちや活動を誘引するような創意工夫が施策に求められると思いました。

そのような観点から、区民の相互交流の取組みは、活動している人同士の気持ちを高め合ったり、また、対外的にも、区民協働のムーブメントをシンボリックに示す形につながると思うので、効果的な取組みになるのではないかと思います。

説明の中で、民有のみどりに関する制度を再構築するという表現がありました。具体的にどのような再構築の方向性を考えているのか。現在、何か考えがあれば教えてください。

他自治体の参考事例になりますが、沿道緑化について、樹木だけではなく、草花やガーデニングもトータルに含めた沿道緑化を支援する仕組みがあります。そこでは、住民が地域で活動が始める場合、3軒くらいの小さい単位から、専門家を派遣してコミュニティーをつくったり、緑化活動を後押しする取組みがされており、活動の輪が広がっています。

練馬区なりの独自の仕組みができるといいと思いますが、何か考えがあればお教えてください。

みどり推進課長 一例になりますが、緑化助成という制度で、生垣化や

沿道に対する低木等の緑化について支援しています。しかし、近年は、年間で30件程度の数になっているのが実情です。利用者の方からは、維持管理していくのが非常に大変だとの声を伺っています。

落ち葉清掃事業のような地域で支える取組みも考えつつ、実際に利用者の声を伺いながら、制度を改めて見直し、沿道の緑化、地域の緑化につながる取組みの支援の拡充など、見直しを含めて検討していきます。

都市計画課長 私からも説明させていただくと、民有の緑化の助成制度は幾つかあります。

ただ、維持管理する面がどうしても課題となり、なかなか区民や事業者でしっかりと動いていかない現状があります。

そのため、この制度を有効に機能させるために、維持管理の面と連動していく制度や、それぞれの制度の規模や特徴がどういうパターンに適しているのかを再検証していく必要性があります。活用されていないのは、活用されない理由があるため、そこを分析していく必要があります。これ以外にも地区計画制度など様々な制度がありますが、どうすればみどりの制度が、民有地における規制誘導がうまく働いていくのか。また、維持管理して守られていくのか。この辺のところは、しっかりと連携して検討していかなければいけないと考えています。

H委員 効果的な緑化の誘導基準を考えていくと同時に、どのように区民活動を支えていくかというソフト面の支援の仕組みも必要と考えます。そこも含めて検討いただければと思います。

会 長 貴重な意見ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

I委員 不動産事業者の立場から話をします。宅地の緑化については、300平米以上の規制があります。宅地分譲などの計画を立てる際、私たちの立場からすると負担感があります。完全に「分譲事業主側でやってください」という話なので、助成も何もないため、正直「何で？」と思うとこ

ろがあります。

一定の緑地を保持しておきたいという趣旨は当然分かりますし、協力すべきところは協力しないと駄目ですが、結局やりっ放しになってしまう理由は、事業者任せで、事業者がやるけれども後は買った人、そこに住む人次第になってしまうところが一つ難しいと思います。

緑化の助成があるのを初めて知りました。通常のブロック塀やフェンスを撤去して生垣にすると助成金が出るということです。この程度のお金で足りるのかという気もします。もらわないよりはもらったほうが良いという程度にしかならない。宅地の緑化を進めるならば、助成金はやはり検討いただいたほうが良いのではないかと思います。敷地面積から建築面積を引いた残りの面積の3割は相当な面積です。1軒当たり100平米として、建築面積が50平米だとすると、50平米の3割は15平米ですから結構な面積です。

だから、お金を出すようにしませんかということです。これらに対して助成金を出したら大分違うのではないかと思います。

正確に統計を取っていないため私も分かりませんが、分譲系の戸建ての数は、300平方以上と以下は、同じかもしくはそれ以下のほうが多いと思います。

規制をしてほしいということではありませんが、300平米以下も含めて一定の助成金を出すからやってくださいという形にすれば、事業者側と買われた方の意識も変わります。その上で、緑化を維持することを前提に買っただくため、助成金を出す以上、5年後、10年後に報告を求めるなどにすれば、意識も大きく変わると思います。

開発調整課長

区では一定規模以上の方に応分の負担、宅地を利用いただく場合に、植栽していただくことを基準にこのような制度に取り組んでいます。

確かに300平米以上など、基準をどこに持つかは各自治体によって、みどりを保全する目的によって多少違いはあります。

練馬区の場合、300平米以上の土地利用の場合は、一定の負担を求めても緑化ができるのではないかと考えてい

ます。

樹木のカウントについても、高木については、1本当たり5平米という考え方を持っており、高額な樹木を植えるのではなく、規模によってみどりを維持管理してもらうことを目的としているため、規模によっては応分の負担をしていただくことを考えています。

都市計画課長

先ほど少し話しましたが、区では、つくるための制度はこのように幾つか持っています。規制誘導も含めて持っている認識しています。

委員の意見としては、不公平感、規制が厳しいところもあるのではないかという話です。始めは負担感があるかもしれませんが、これが有効に働くことで最初に作る時にはみどりとして整備されて住宅地が販売されている、そのような効果があると思っています。

しかし、これがしっかりと維持管理されていかない。例えば、道路にはみ出てしまったり、枯れてしまうなど、維持管理していくのが難しいところです。規制誘導で作ったみどりをいかに長く維持管理していくか、守っていけるかが1つポイントになります。まず、作るための制度として補助金や規制誘導をかける。加えて、守っていくための制度、これが両輪となり民有地のみどりはうまく守られていきます。制度再構築ではありませんが、その辺りのところを整理していきたいと考えています。

I 委員

繰り返しになりますが、新しく建つ家の件数は、300平米以上よりも300平米以下が圧倒的に多いはずですが。緑化していくことを区として明確に標榜していくのであれば、申請してくれれば補助金を出すため全棟やったださいという形にしたら公平感もあり、全区民的な意識も変わっていくと思いたいますがいかがでしょう。

都市計画課長

300平米以下の住宅の数が、圧倒的に多いというのはそのとおりです。そうした住宅地についてもみどりを植えていく、配置できるようなルールづくりをしていく考えを幾つか今も持っていますが、これをどのように有効的に機能させていくかという話です。繰り返しになりますが、これを10年後、20年後もきちんと守っていく制度と

両輪で考えていきたいと思っています。また色々ご意見、アドバイスをいただければと思います。

会 長 よろしく検討ください。ほかにいかがでしょうか。

B 委員 私が住んでいる地域に2つの大きな桜並木がありました。ところが、大手の不動産会社が買い取ったことで全て切ってしまいました。その後小さな低木や草を植えたので、緑被率は守られていると思います。

もう一つの場所は病院で、同じように桜並木がありました。そこも同じように切ってしまいました。

私の疑問としては、民有地のすばらしい桜並木あるいはイチョウ並木を守る手だてはないのだろうかと思いました。

そして、桜並木を切りますという届出を業者がしたと思いますが、それを認可して桜の木は切られてしまいました。区長にこの桜並木を切らないでくださいと手紙を書いた人もいます。住民の説明会もありましたが、どれも生かされずに切られてしまいました。

区の中でも、民有地であるがためにみどりの景観が守られずに切られてしまうことはあると思います。このような場合は、区ではどのように周辺住民の気持ちをすくい上げて助けていただけるのでしょうか。

開発調整課長 樹木の伐採については、条例の中で伐採の届出を義務づけています。伐採する30日前までに、届出をしてもらう形になっています。

区は、樹木の伐採の中止、その他、移植、代替の植栽について指導や助言等を行うことが条例の中で規定されています。

委員から話のあった大規模開発は、建物の配置等で従前の樹木を伐採せざるを得ないという申請だったと思います。この場合も、移植する取組みを事業者に求めています。可能な限り再生する形で、当然、空地の3割という新たな植栽も求めていますので、従前あった桜並木が再生できるように指導、助言を区も積極的に行っています。地域の方の意見等も踏まえながら指導、助言を行っていただければと思います。

B 委員 必要ないと思えばほかの植栽をして、桜を切っても致し方ないという形になるのでしょうか。

開発調整課長 繰り返しになりますが、可能な限り建物の配置に支障がない樹木については、そこに残してもらう取組みをお願いしています。ただし、配置上やむを得ない場合には移植して新たな場所に配置して、今まであった樹木が生かされる、地域に愛された樹木かと思えますので、存置されるように区からも指導しています。

そうしたことでもなかなか全てを残すことは難しい状況もあるため、新たな植栽については可能な限り従前にあったようなものを、地域の樹木が生かされるような植栽について指導、助言をしています。

B 委員 すみません。取り組んでいただいていると思いますが、私の住んでいるところはすぐ隣が武蔵野市です。武蔵野市も大きな国の庁舎がありましたが、民間に払い下げられてマンションが建ちました。しかし、周囲の桜は1本も切られずに残っていました。対応が違うのだろうかと思いました。

民有地のため無理強いはできないと思いますが、区ではただお願いするだけで、もうそれは仕方がないことですか。

開発調整課長 土地利用の状況によって異なります。武蔵野市側の公共施設の配置については、一定程度空間の中でゆとりを持って配置ができる状況もあります。一方で、民間の開発の場合、都市計画の制限はかかりますが、可能な限り建物の面積を確保したいということもあるため、土地利用と実際の地域の方の意見を融合する形で、区から指導を行っている状況です。今後も意見等があれば、可能な限り対応させていただければと思います。

B 委員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 まだ意見もあるかと思いますが、時間の関係もあるため、次の区民協働について、これが全てに関わってくる

分野になるため、まずは区民協働の分野について説明いただき、その中で、併せて宅地も含めて、意見があればいただきたいと思います。

では、区民協働の分野について説明をお願いします。

事務局

(区民協働についての資料説明)

会 長

区民協働分野について説明いただきました。

何か質問、意見等がありますか。

J 委員

みどりの機能のPRということで、小学校でシダレザクラの二酸化炭素の吸収率を表示しているのは、とても意味のある活動だと思います。

それ以外にも、学校ではみどりのカーテンづくりなどを推進しています。練馬区は気温の高い地域でもあるため、みどりのカーテンなどによって少しでも環境意識の高まりにつながるのではないかと感じています。

練馬区は面積がとても広いと、地域差がかなりあると思います。住宅地、それからみどりがとても豊富な地域、畑があるところと密集しているところ、それぞれ地域の特性に応じた積極的な手だてが必要ではないかと思いました。

最後に、落ち葉清掃ボランティアに関連して、可能であればコンポストを使って腐葉土までにして、もう一回ボランティアに参加した方々にお渡しするなど、そういう発想もあっていいのではないかと感じました。

みどり推進課長

少しずつではありますが、憩いの森でも、森が地域にどのような効果があるのかをお伝えする制札板を設置しています。

その他、区民の皆様気軽に参加いただける講座やイベントの開催など、みどりの機能のPRを今後も進めていきたいと考えています。

併せて、まさにこれらの取組みは地域の特性に応じてやっていくべきものと考えているため、そのような意見を踏まえて取り組んでいきたいと考えています。

また、落ち葉清掃の腐葉土についてですが、現在、落ち

葉清掃を行っているところで、農家については腐葉土づくりを実施しています。このような取組みが広げられるよう、ご意見も踏まえながら考えていければと思います。

会 長

本日も予定の時間が近づいていますので、全体を通して何かありましたらご意見をいただきたいと思います。

F 委員

宅地分野のところで、緑被状況の写真がありますが、少し寂しいなと思います。維持管理の問題もありますが、みどりはただ植えるだけではなく、いろいろな人が関わってこそみどりが生かされる。かつ、コミュニティーが生まれて、維持管理が大変というよりも楽しいといったムーブメントをつくっていければいいと思いました。

例えば世田谷区では「3軒からはじまるガーデニング支援制度」があります。やりたい方々が御近所さんと一緒に花を植える、それにアドバイスをするということです。

あと、八王子市では、大学などと連携して、例えば「マチナミドリ」や、「アシナミドリ」など、まち並みをみどりにしようというユニークな事業をしています。

それから、最近ではマンションでも、外構の緑地をただみどりにするだけではなく、住民の方と一緒にすることによって資産価値を上げるということで、造園会社さんなどもコミュニティー部門をつくったりしています。

このように、近所の方が一緒になってコミュニティーをつくるための媒体としてのみどり、そのためのツールとしてのみどりという捉え方で、緑被率、緑視率を上げるにしても、そのような視点で考えていけるといいと思います。

また、みどりの葉っぱい基金がありますが、これをハード分野だけでなく、ソフト事業にも使っていく。中間支援組織が練馬区にもあるので、まち並みをみんなで作っていくなど、新しい施策で若い方が入ってくるような事業、新しいプロジェクトが必要になってきているのではないかと感じました。

みどり推進課長 みどりを増やし守っていくために、今回のみどりの総合計画の中で、みどりのネットワークの形成と、みどり

を育むムーブメントの輪を広げる取組みを大きな柱として掲げています。

これまでも、憩いの森の区民管理や落ち葉清掃など、区民の皆様が参加しやすい様々な仕組みを設ける中で、気軽に参加できる取組みを進めてきているところです。

また、今後の施策展開として、企業の地域貢献としての参加や、大学や各団体など、地域だけではなく大きい取組みにもつなげられるように検討を進めていきたいと考えています。

F 委員

ぜひ若い方々や学生さんと、「これから練馬のみどりをどうしよう」、「こうなったらもっと街並みにみどりが増えるのではないか」とか、そのようなシンポジウムなりワークショップで、一緒にプロジェクトをつくっていくことも考えられると、新しい展開が生まれやすいと思いました。

会 長

最後に、副会長、何かございますか。

副会長

縦割りの話が多かったため、最後の区民協働分野にもう少し時間が取れたらよかったですと思いました。やはり、みどりを目的化すると、どうしてもどこが優先的とか難しい話が出てきますが、手段化する方法をできるだけ増やしていくことが大事だと思います。助成金は非常に大きな手段となるため、その助成をうまく活用する手段を、もう少し発展させていけるといいと思いました。

みどりの葉っぱい基金が用途を選べる形にして件数が増加したのは、大変すばらしい傾向です。

それから、セット助成のようなこともいいのではないかと思います。例えば世田谷区だと、雨水管理とシンボルツリーをセット助成して、グリーンインフラとして拡充するというやり方をしています。どういうところを複合的によくできるのかという考え方は、総合計画においてはとても重要な部分だと思っています。

将来の骨格を示すのも、総合計画の中では非常に重要な部分です。どのように重要な地域をつくっていくのかもぜひもう一回見直していただき、どのようなところを担保の優先性とするのか、もう少し客観的な説明ができ

るといいと思いました。

本日は、地域の地縁性のような話もたくさん出てきました。なかなか情報化するのが難しいところでは。景観や歴史性、文化性など、総合計画の中に盛り込みにくい側面、質的なものだとか、地域性に関するものをもう一回拾い上げて、より良い改善ができたらいいのではないかと思います。

会 長

いろいろご意見をいただきありがとうございます。発言できなかつたことは、事務局に個別にいただきたいと思いますが、この場でどうしてもというのがありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

B 委員

緑化委員になり、ホームページなどで緑化に関することを調べた際に、実際に知らない区内の美しい景色がありました。

そこで提案になりますが、よく日本三百名山や、おいしい水百選などと同様に、練馬区の残しておきたい美しい景色百選などで、例えばホームページに上げる。また、冊子を作って、区民にどれだけ美しい景色やみどりがあるのかを知らせるようなことはできないだろうかというのが1点です。

もう一点は、区民協働の施策についてです。私をはじめ中高年の方が参加できるようなものがほとんどだと思います。

私が住んでいるところの小学校では、学校の樹木のプレートが卒業記念に作っていました。これをもう少し広げて、例えば、近くの大きな公園などに近郊の小学校の子供たちが作った樹木のプレートを取り付けたりすることで、子供たちのみどりに対する関心を引くと思います。

公園で見ていると、お年寄りがよく、「この木は何?」、プレートがないので私も分かりません。小さいお子さんが親に聞いても、やはりプレートがないので何の木か言えません。そのようなところを学校などと連携するなど、子供たちがみどりに関心を持ってもらえるような施策を、もう少し多く取ってほしいと思いました。

K 委員

私は町会、老人会、それと区民館、立野公園と、長年関

わっています。本日の話を聞いて、やはりこれをどこかにつなげて話をしていけないといけない。学校評議員をやっているため、区民館の親御さんや子供たち、あと高齢者の方など、どこかにつなげていけないと私はここに出ただけで終わってしまうと思います。

いろいろ聞いていて、実際はそうではないのに、話だけ区ではこういう話になっているというのもすごく感じました。難しいこともありますが、これからは、地域に携わっていろいろ話を進めていきたいと思いました。

みどり推進課長 学校教育との連携関係です。子供たちにみどりの重要性をしっかりと知らせしていくことは重要だと認識しています。

中里郷土の森が大泉町にあり、一部の学校ではありますが、生徒の皆さんに来ていただいて、自然学習や出張の自然学習を行っています。このような取組を広げていけるように教育委員会と連携して進めていければと考えています。

そして、今の練馬区のみどりの状況も含めて、区民の皆様にはしっかりと伝えていくことは非常に重要です。

令和3年度に実施したみどりの実態調査の結果も、区報等を通じて周知していますが、なかなか浸透していないと実感しています。

区としては、様々な機会を捉えて広報していくのはもちろんですが、落ち葉の話や憩いの森といった活動を通じて、少しでも多くの皆さんに参加いただく中で、練馬区のみどりについて考える機会を持っていただけるように引き続きやっていきたいと考えています。

都市計画課長 どういう場所が美しい景色なのかを紹介できるホームページがないかという話ですが、既に景観の登録制度があり、紹介等はできる形になっています。

しかし、課題と考えているのが、登録した景観を、「きれいだね」、「美しいね」という感想で終わってしまっただけでは、発展性がないと思っています。現在、その登録制度は新しい募集を止めています。どのように景観をまちの中で生かしていくか、その生かし方について検討を深めていきたいと考えています。

会 長

まだまだいろいろな意見があるかと思います。特に区民協働については、様々な分野にも関わることで、このような観点で意見も必要かと思います。

時間の関係もあるため、お気づきの点やご意見がありましたら個別に事務局にご連絡ください。

これまでの議論を踏まえて、今回は中間見直しの骨子案を提示いただく予定です。事務局は、いただいた意見も踏まえて検討をお願いします。

それでは、報告事項に入ります。

まず、報告事項の「(1)保護樹林の新規指定」および「(2)保護樹木の新規指定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、保護樹林の新規指定について報告します。前回の緑化委員会以降、新たに指定した保護樹林は1件です。

モミジ、カヤ、マツ、キンモクセイなどを主体とした高木によって構成されており、約839平方の民有の樹林地です。調査の結果、保護樹林の要件を満たすので、このたび新規指定しました。

申請理由は、樹木の成長に従って剪定費用などの管理経費がかさむようになったため、保護樹林制度を活用したいとのことでした。

続いて、保護樹木の新規指定について報告します。

前回の緑化委員会以降、保護樹木の新規指定は2件です。

1番と2番のクスノキは、神社境内にあります。調査の結果、条件を満たしていたため、保護樹木として新規指定しました。申請理由は、樹木の育成に従って剪定費用がかさむようになったため、保護樹木制度の剪定費用等の助成を活用したいとのことでした。

会 長

保護樹林および保護樹木の新規指定について報告がありました。何か質問、意見等はございますか。特によろしいですか。

それでは、保護樹木の指定解除について、説明をお願いします。

事務局

前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は 18 件です。1 番から 9 番までのスダジイ、イチョウ、コブシの計 9 本の樹木は神社敷地内の保護樹木です。

令和 4 年 10 月に所有者から保護樹木 9 本について指定解除の相談があり、職員が現地で事情を伺いました。

いずれの樹木も昭和 62 年の指定時に比べて大きく成長・巨大化し、神社周辺の宅地化が進むと同時に、隣地への枝葉の越境などで適正な維持管理が困難になったことが指定解除の大きな理由でした。

今後については、指定解除後に伐採を行い、神社の景観にも配慮しつつ代替の樹木を植樹する予定であると伺っています。

以上の事情から、所有者としても指定解除は苦渋の判断でやむを得ず指定解除となりました。

続いて、10 番、11 番のケヤキ 2 本です。樹木に隣接する建物の建替工事に伴い、工事の支障となるため伐採せざるを得ず指定解除となりました。

12 番のクスノキです。建物に密接するように大きく成長してしまい、屋根の形を工夫するなどして大切に育てていましたが、今回建物の建替工事に伴い、工事の支障となるため伐採せざるを得ず指定解除となりました。

13 番のヒノキと 14 番のイチョウです。こちらに関しても、建物の建替工事に伴い工事の支障となるため伐採せざるを得ず指定解除となりました。

15 番から 17 番のケヤキです。敷地内の土地利用に伴う工事の支障となってしまうため、伐採せざるを得ず指定解除となりました。

18 番のメタセコイアです。こちらの樹木は指定から 30 年以上が経過し、かなり高木化して維持管理が困難になってしまったこと。敷地内の建物の改築に伴い工事の支障となるため、伐採せざるを得ず指定解除となりました。

いずれの所有者の方に対しても、伐採後の代替植樹について話をしています。

会 長

保護樹木の指定解除について、報告してもらいました。

特によろしいですか。以上で報告事項は終了といたします。

最後に、その他ですが、委員の皆様から何かあります

か。特にないようでしたら、事務局から日程等の説明をお願いします。

事務局

次回の緑化委員会は、例年7月頃に開催していますが、案件の状況等を見て、日程を会長と相談します。決まり次第、委員の皆様にお知らせします。

会 長

次回の日程は改めて案内するということです。
それでは、以上をもちまして、第171回区緑化委員会を閉会します。議事進行に協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —